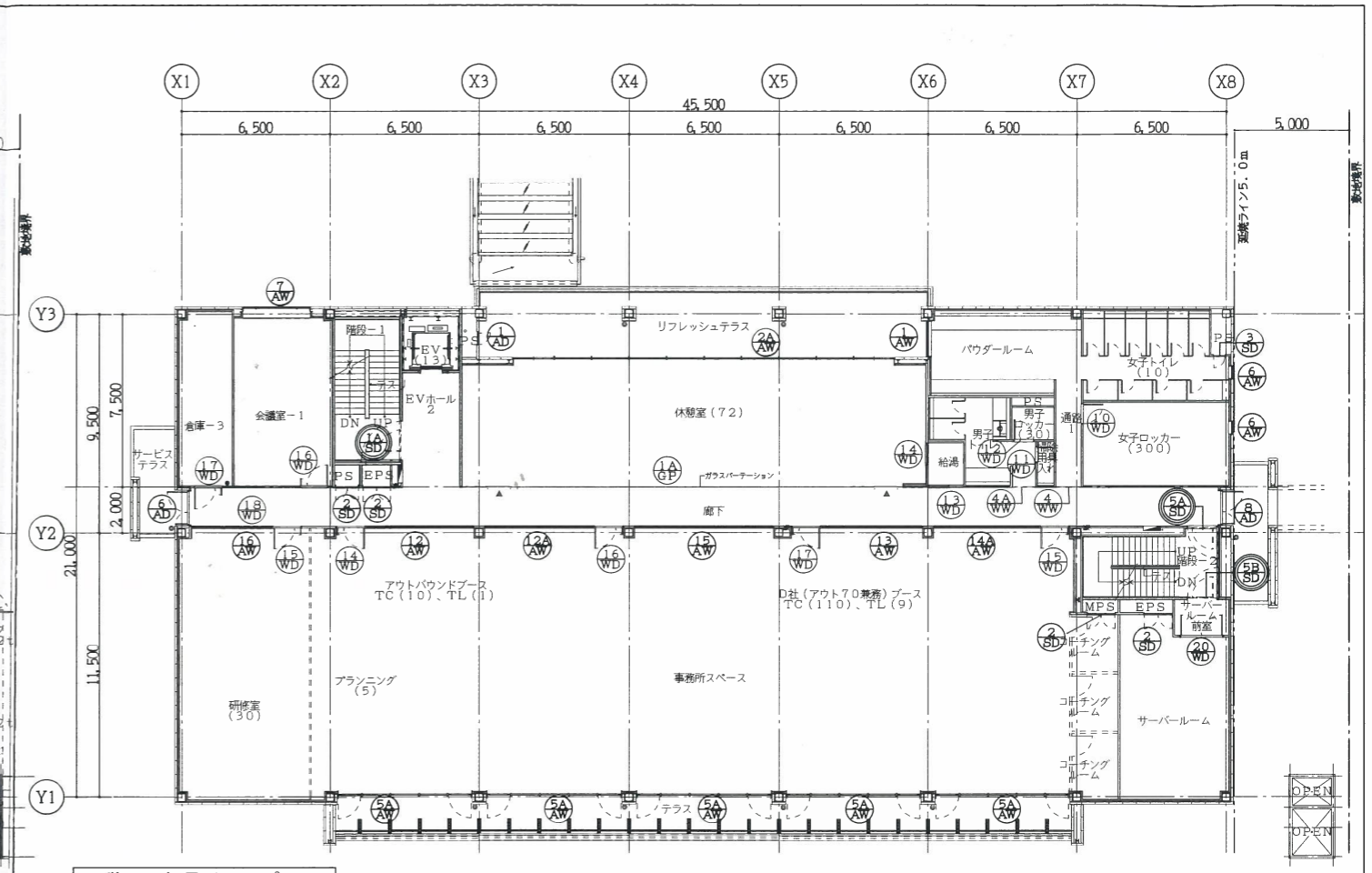
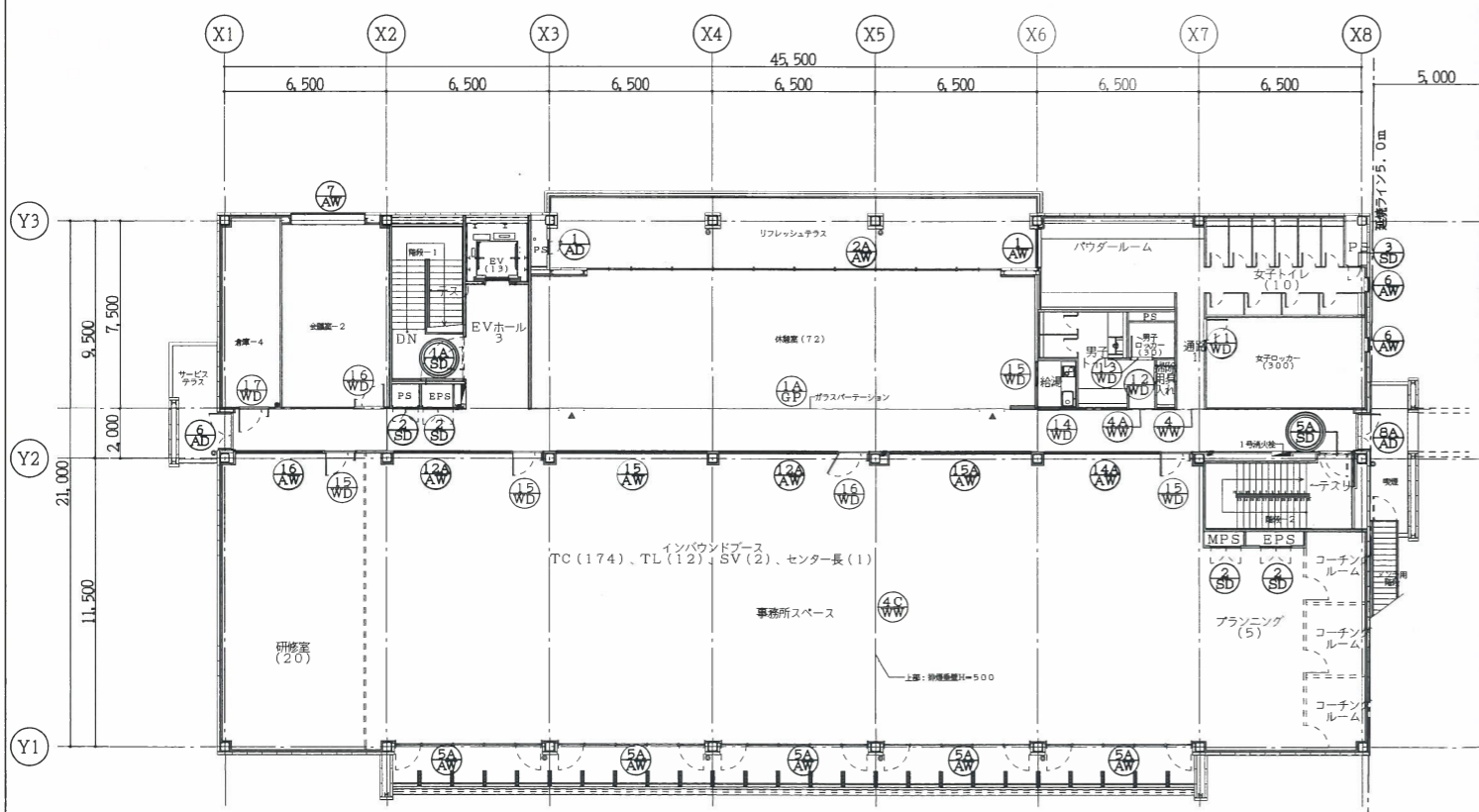


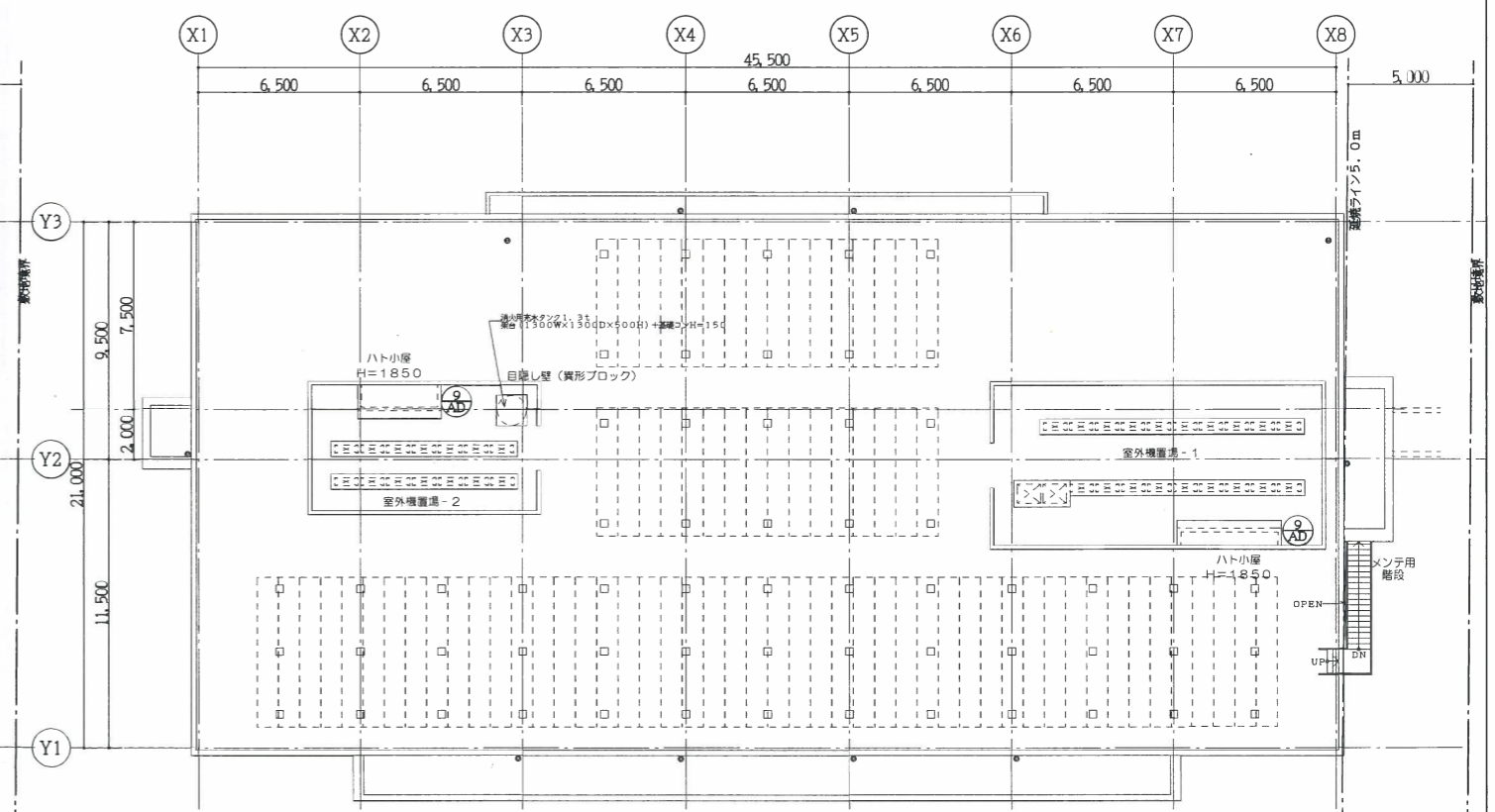
1階 建具キープラン



2階 建具キープラン



3階 建具キープラン

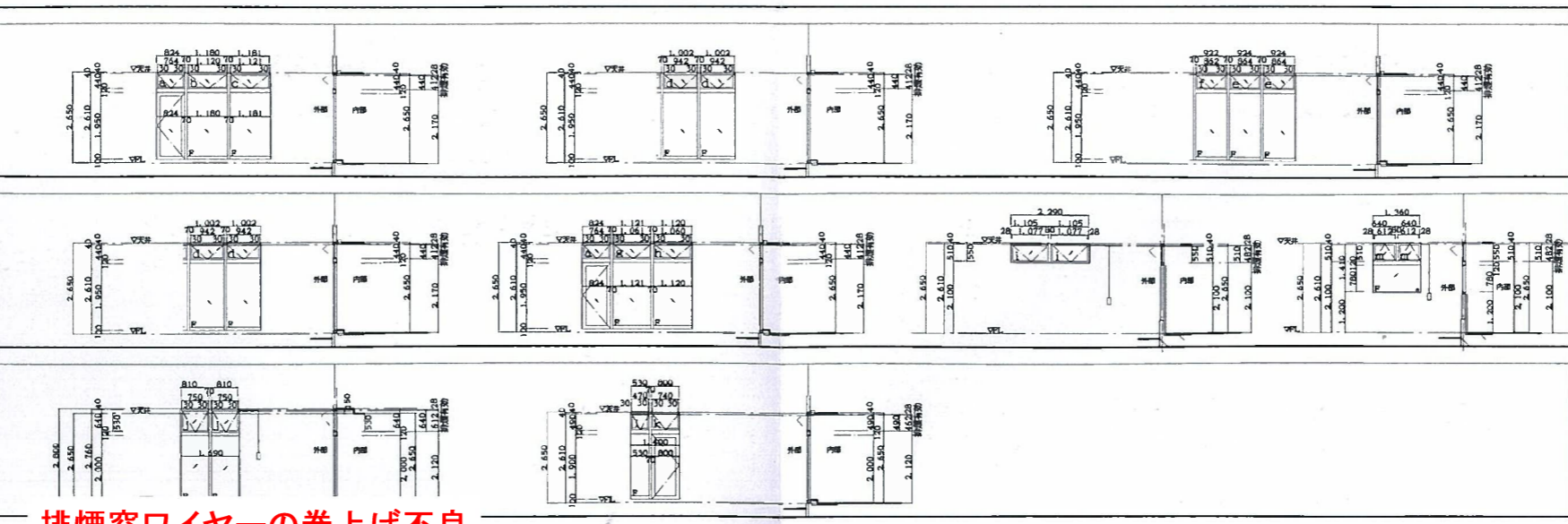


R階 建具キープラン

- 凡例
- (SD) ... 特定防火設備 (遮煙性能を有するもの)
  - (AW) ... 防火設備

工事名称	(仮称)沖縄IT津並パーク民間IT施設新築工事
工事場所	沖縄県うるま市宇州崎14番12
施工業者	株式会社 金城キョ建設
図面名称	建具キープラン
(縮尺)	
図面番号	A-41

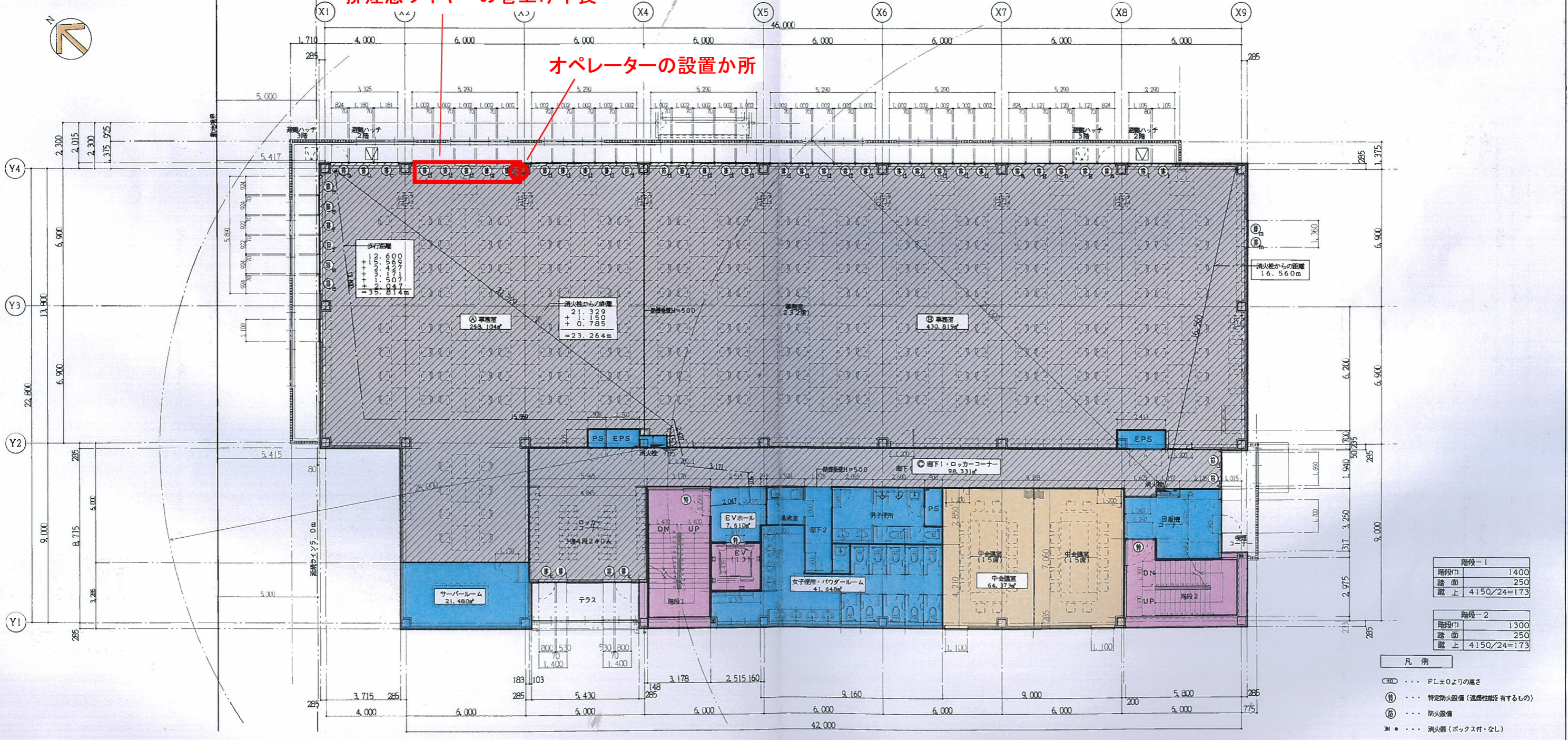
④ 事務室 (排煙区画-1)	区画面積 268.104㎡ (求積法より)
必要排煙面積	268.104㎡/50=5.363㎡
有効排煙面積	a・b・c: (0.764+1.120+1.121)×0.412= 1.238㎡ d: (0.942×0.412)×10箇所= 3.881㎡ e・f: (0.864×4+0.862×2)×0.412= 2.134㎡ 合計: 1.238+3.881+2.134=7.253㎡ > 5.363㎡...OK
⑤ 事務室 (排煙区画-2)	区画面積 430.819㎡ (求積法より)
必要排煙面積	430.819㎡/50=8.616㎡
有効排煙面積	d: (0.942×0.412)×15箇所= 5.821㎡ a・g・h: (0.764×2+1.061×2+1.060)×0.412= 1.940㎡ i: (1.077×0.482)×2箇所= 0.887㎡ j: (0.612×0.482)×2箇所= 0.590㎡ 合計: 5.821+1.940+0.887+0.590=9.238㎡ > 8.616㎡...OK
⑥ 地下1・ロッカーコーナー	区画面積 69.908+3.919=73.827㎡ (求積法より)
必要排煙面積	73.827㎡/50=1.477㎡
有効排煙面積	j: (0.750×0.612)×2箇所= 0.918㎡ k・l: (0.740+0.470)×0.462×2箇所= 1.118㎡ 合計: 0.918+1.118=2.036㎡ > 1.477㎡...OK



- 特記事項
- 1: 防火区画を貫通する配管は、断径令129系の2の2に適合させる。
  - 2: 防火区画の扉は構造厚はt=15mm×2枚貼り(タイク貼り)とする。(同等の性能を有するものとする。)
  - 3: ④は特殊防火設備、⑤は防火設備を示す。また、⑥は排煙窓を示す。
  - 4: 延焼のおそれのある部分に設ける換気孔については100cm2を超えるものには、防炎ダンパーを100cm2以下の換気孔には防火おおいを設ける。
  - 5: 屋外への出口に設ける扉は、避難装置は、避難方向へ開く用いる事無く解放できる物とする。
  - 6: 延焼のおそれのある部分に設ける開口部に使用する扉は、防火設備(認定品)とする。
  - 7: 浴室・更衣室・ロッカー室・便所・火気使用室の換気は、機械式強制換気とする。
  - 8: ガス管の構造、垂れ引き鋼管(3452)PLP管(埋設及びコンクリート内)
  - 9: 受水機、高圧タンクは、建設省告示50年1597号を適用する。
  - 10: 各階外壁ALCと床との取り合いは、モルタル充填とする。(水平区画)
- 共通事項
- 1: オペレーター設置位置: FL+800~1500
  - 2: 防炎構造: H500 不燃材
  - 3: 排煙設備免除されるその部分の条件
  - 4: 内部仕上材及び下地は、国土交通大臣が指定した不燃材料とする。
- ・原則として100㎡以下の窓は(告示1436号4号ハ(2))にて設置免除  
・原則として100㎡以下の居室は(告示1436号4号ハ(4))にて設置免除  
・壁区画部分は、1時間耐火(認定工法)とする。また、区画内換気(補給)露出部分は耐火設備を行う。
- 凡例
- 斜線部分: 排煙部分
  - 青塗り: 告示1436号第四号ハ(2)により設置免除
  - 黄塗り: 告示1436号第四号ハ(4)により設置免除
  - 紫塗り: 壁区画

排煙窓ワイヤーの巻上げ不良

オペレーターの設置か所

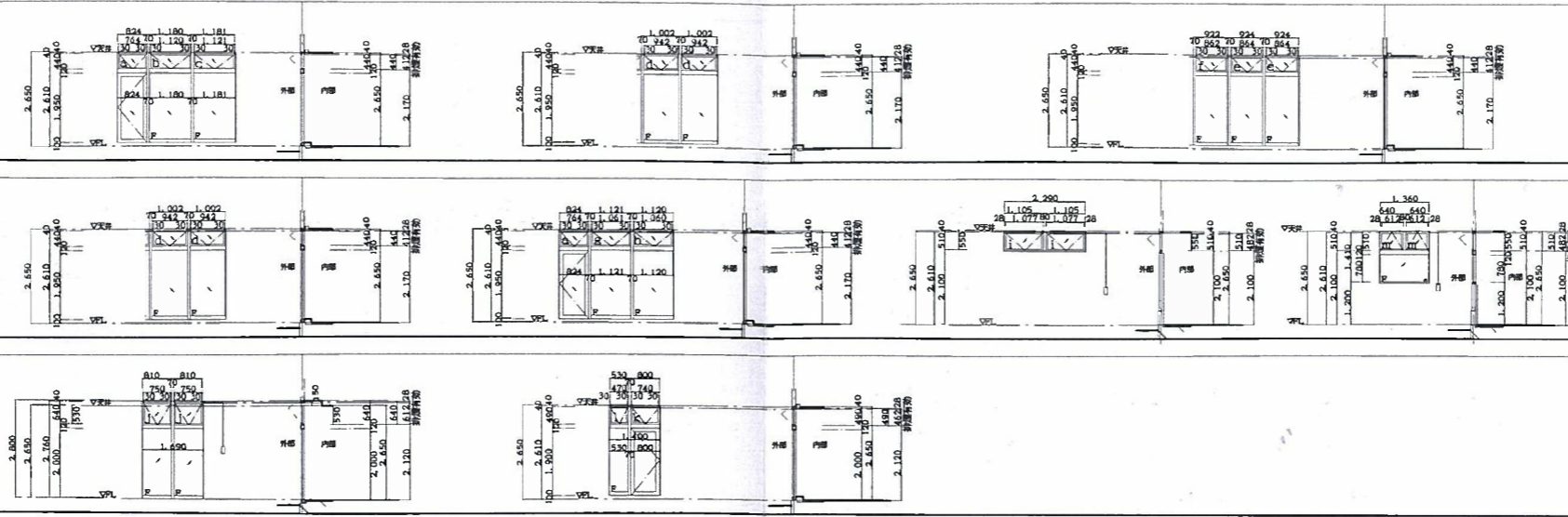


階段-1	
階段巾	1400
踏面	250
蹴上	4150/24=173

階段-2	
階段巾	1300
踏面	250
蹴上	4150/24=173

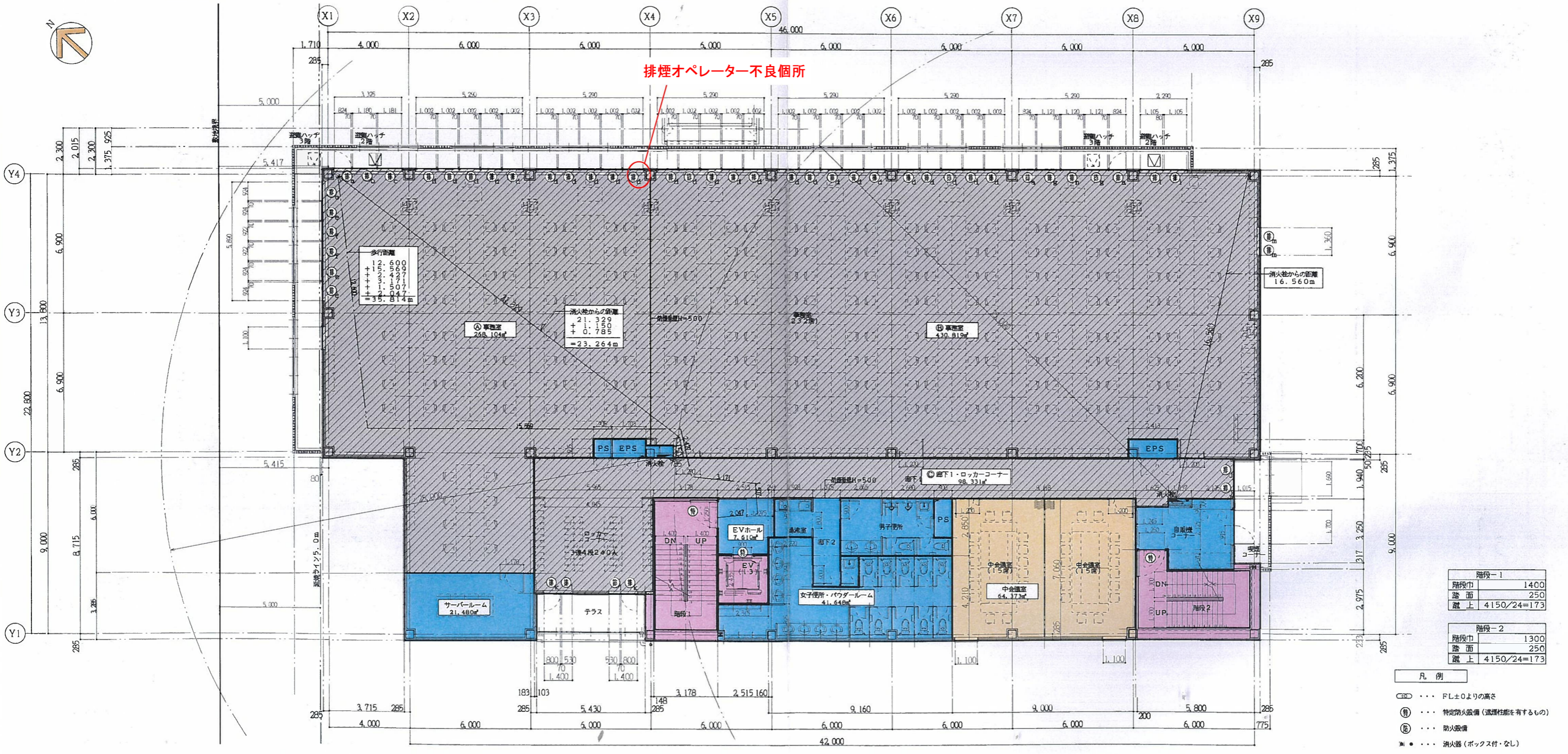
- 凡例
- ④... FL±0以上の高さ
  - ⑤... 特定防火設備(遮煙性能を有するもの)
  - ⑥... 防火設備
  - ⑦... 消火器(ボックス付・なし)

④ 事務室 (計画区画-1)	区画面積 268.104㎡ (求積見より)
必要排煙面積 268.104㎡/50=5.363㎡	有効排煙面積 a-b-c: (0.764+1.120+1.121)×0.412= 1.238㎡ d: (0.942×0.412)×10箇所= 3.881㎡ e-f: (0.864×4+0.862×2)×0.412= 2.134㎡ 合計: 1.238+3.881+2.134=7.253㎡ > 5.363㎡...OK
⑤ 事務室 (計画区画-2)	区画面積 430.819㎡ (求積見より)
必要排煙面積 430.819㎡/50=8.616㎡	有効排煙面積 d: (0.942×0.412)×15箇所= 5.821㎡ a-g-h: (0.764×2+1.061×2+1.060)×0.412= 1.940㎡ i: (1.077×0.482)×2箇所= 0.887㎡ j: (0.612×0.482)×2箇所= 0.590㎡ 合計: 5.821+1.940+0.887+0.590=9.238㎡ > 8.616㎡...OK
⑥ 地下1・ロッカーコーナー	区画面積 98.331㎡ (求積見より)
必要排煙面積 98.331㎡/50=1.967㎡	有効排煙面積 j: (0.750×0.612)×2箇所= 0.918㎡ k-l: (0.740+0.470)×0.462×2箇所= 1.118㎡ 合計: 0.918+1.118=2.036㎡ > 1.967㎡...OK



- 特記事項
- 1: 防火区画を貫通する配管は、施行令129条の2の2に適合させる。
  - 2: 防火区画の境界構造はt=15mm×2枚貼り(タイコ貼り)とする。(同等の性能を有するものとする。)
  - 3: ⑧は特殊防火設備、⑨は防火設備を示す。また、⑩は排煙窓を示す。
  - 4: 延焼のおそれのある部分に設ける換気については100cm2を超えるものには、防火ダンパーを100cm2以下の換気には防火おおいを設ける。
  - 5: 煙対への出口に設ける戸は、燃焼装置、遊具方向へ開く事無く解放できる物とする。
  - 6: 延焼のおそれのある部分に設ける開口部に使用する戸は、防火設備(認定品)とする。
  - 7: 浴室・更衣室・ロッカー室・便所・火気使用部の換気は、機械式換気とする。
  - 8: ガス管の構造 亜鉛引き鋼管(3452)PLP管(埋設及びコンクリート内)
  - 9: 受水機、高圧タンクは、建設省告示50年1597号を適用する。
  - 10: 各階外壁ALCと床との取り合いは、モルタル充填とする。(水平区画)

- 共通事項
- 1: オペレーター設置位置: FL+800~1500
  - 2: 防煙壁: H500 不燃材
  - 3: 排煙設備免除されるその部分の条件
  - 4: 内部仕上材及び下地は、国土交通大臣が認定した不燃材料とする。
- 原則として100㎡以下の居室は(告示1436号4号ハ(2))にて設置免除  
● 原則として100㎡以下の居室は(告示1436号4号ハ(4))にて設置免除  
● 壁区画部分は、1時間耐火(認定工法)とする。また、区画内換気(構造体)露出部分は耐火設備を行う。
- 凡例
- 斜線部分: 換煙部分
  - 青塗り: 告示1436号第四号ハ(2)により設置免除
  - 黄塗り: 告示1436号第四号ハ(4)により設置免除
  - 紫塗り: 壁区画



階段-1	
階段巾	1400
踏面	250
蹴上	4150/24=173
階段-2	
階段巾	1300
踏面	250
蹴上	4150/24=173

- 凡例
- FL+0以上の高さ
  - 特定防火設備(濃煙性能を有するもの)
  - ⊙ 防火設備
  - ※ 消火器(ボックス付・なし)